

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

職員等の旅費に関する規程

(平成14年規程第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号）及び社会福祉法人春日井市社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第4号。以下「役員等の報酬規程」という。）の規定に基づき、役員等の報酬規程に規定する役員等及び職員（以下「職員等」という。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員等が職務のため一時その在勤場所（常時勤務する在勤場所のない職員等については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（会長が定める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤場所に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を同じくするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を同じくしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）と旅行役務提供契約（旅行者等が本会に対して旅行に係

る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、本会が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等が出張又は赴任中に死亡した場合には、当該職員等の遺族に対し諸費を支給する。

3 職員等以外の者が、本会の依頼又は要求に応じ、職務の補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令をの変更(取消しを含む。同項並びに次条及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他会長が定める場合には、当該旅行のため既に支給した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額であって会長が定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他会長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で会長が定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、本会が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、会長若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては職務の円滑な遂行を図ることができない場合でかつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、会長が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の申請するいとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの規程に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 職員等が、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款（昭和54年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款）第18条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）に随行を命ぜられ旅行した場合の旅費は、これと同額とする。

（旅費の請求手続）

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅行の収支命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 収支命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、会長が定める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道又は外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第16条におい

て同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（役員に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、役員については、この限りでない。

（船賃）

第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、役員については、この限りでない。

（航空賃）

第15条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機又は外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、役員については、この限りでない。

(その他の交通費)

第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、1夜当たりの額（次条において「宿泊費基準額」という。）は、役員にあつては27,000円以内で会長が定める額とし、それ以外の職員にあつては19,000円以内で会長が定める額とする。

(包括宿泊費)

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、1夜

当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1に相当する額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合（複数の運送業者に見積を依頼し、その中から最も経済的なものを選択するときに限る。） 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（家族移転費）

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第22条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の額とする。

（死亡手当）

第23条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるために必要なものとする。

第24条 削除

（遺族の旅費）

第25条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（外国旅行の旅費）

第26条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当の額については、会長が別に定める。

（旅費の調整）

第27条 会長は、この規程の規定による旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常

必要としない旅費を支給することとなるときは、その実質を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 会長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第28条 会長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当し帰郷する場合においてこの規程の規定により支給する旅費は、同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に相当する額とする。

(委任)

第29条 この規程の実施について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第18号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程の規定は、平成23年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に新規程第2条第4号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、同日前に改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同日前に改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、同日以後に新規程第2条第4号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表第1（第18条関係）

区 分	宿 泊 料 (1夜につき)
役 員	15,500円
7級以上の職務にある者	12,500円
6級以下の職務にある者	11,500円

別表第2（第20条関係）

区 分	役員及び8級以上の職務にある者	5級以上7級以下の職務にある者	4級以下の職務にある者
鉄道50キロメートル未満	126,000円	107,000円	93,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000円	123,000円	107,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000円	152,000円	132,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000円	187,000円	163,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000円	248,000円	216,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000円	261,000円	227,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000円	279,000円	243,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円	324,000円	282,000円